

土地の譲渡等に係る譲渡利益金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		・	・	法人名	()
土地の譲渡等の該当規定		1	措法第62条の3第2項第1号 該当	措法第62条の3第2項第1号 該当	措法第68条の68第2項第1号 該当
譲渡等に係る資産の取得年月日		2	・	・	・
同上の資産が土地等である場合	所在地	3			
	面積	4	平方メートル		平方メートル
譲渡等の年月日		5	平	・	平
土地の譲渡等による収益の額		6		円	円
譲渡資産等に係る連結納税の開始若しくは連結納税への加入又は非適格株式交換等に伴う時価評価損益	時価評価益	7			
	時価評価損	8			
土地の譲渡等による収益の額に対応する原価の額(40の②)		9			
直接又は間接に要した経費の額の計算	負債利子	10	10年前の事業年度又は連結事業年度開始の前日までの保有期間に係る負債利子 (28の④) × 6%		
		11	法定の負債利子 (41) × 6%		
	12	実績による負債利子			
	13	計 (10) + (11) 又は (10) + (12)			
販売費及び管理費	14	10年前の事業年度又は連結事業年度開始の前日までの保有期間に係る販売費及び一般管理費 (28の④) × 4%			
	15	法定の販売費及び一般管理費 (41) × 4%			
	16	実績による販売費及び一般管理費			
17	計 (14) + (15) 又は (14) + (16)				
18	直接又は間接に要した経費の額 (13) + (17)				
土地譲渡利益金額 ((6) + (7) - (9) - (18) 又は ((6) - (8) - (9) - (18))		19			
圧縮額等の損金算入額		20			
差引土地譲渡利益金額 (19) - ((19) と (20) のうち少ない金額)		21			
特別勘定等の益金算入額		22			
課税土地譲渡利益金額 (21) + (22)		23			
課税土地譲渡利益金額の合計額		24			
②4のうち	平成8年1月1日以前の課税額	25			
	平成8年1月1日以後の課税額	26			
土地譲渡税額 (25) × 10% + (26) × 5%		27			
譲渡資産等の帳簿価額の累計額の計算					
10又開で年又は前連の保の結日有事業前年度度	区	保有期間	10年前の事業年度又は連結事業年度開始の前日の帳簿価額	保有期間の月数の合計	② × ③
	分	①	②	③	④
	28	・	円	$\frac{\quad}{12}$	円
上記以外の保有期間内の日を含む事業年度又は連結事業年度	区	事業年度又は連結事業年度	期末又は譲渡直前の帳簿価額	当期の保有期間の月数	② × ③
	分	①	②	③	④
	29	・	円	$\frac{\quad}{12}$	円
	30	・		$\frac{\quad}{12}$	
	31	・		$\frac{\quad}{12}$	
	32	・		$\frac{\quad}{12}$	
	33	・		$\frac{\quad}{12}$	
	34	・		$\frac{\quad}{12}$	
	35	・		$\frac{\quad}{12}$	
	36	・		$\frac{\quad}{12}$	
	37	・		$\frac{\quad}{12}$	
	38	・		$\frac{\quad}{12}$	
	39	・		$\frac{\quad}{12}$	
40	・		$\frac{\quad}{12}$		
41		計			計

御注意
 (2) (1) この表には、次の書類を別紙として添付してください。
 「土地建物と同時に譲渡した場合の区分計算の明細書」
 「直接又は間接に要した経費の額の計算」を実額配賦法によった場合の計算明細書

別表三（二）の記載の仕方

この明細書は、平成10年改正措置法附則第20条第1項（法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）、平成10年改正措置法令附則第17条第1項（法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）、平成10年改正前の措置法第62条の3第1項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）、平成8年改正前の措置法第62条の3第1項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）又は平成8年改正措置法附則第15条第1項後段（土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）の規定により法人税が課さ

れる土地等の譲渡利益金額及び税額を計算する場合に記載します。

連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

なお、平成10年1月1日から平成25年12月31日までの間にされた土地の譲渡等については、措置法第62条の3又は第68条の68の規定を適用しないこととされています。